

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

1. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の確保・定着に繋げるため、従来の介護職員処遇改善加算に加え、経験・技能のある介護職員の更なる処遇改善を目的とする。

2. 取得の要件

- ① 現行加算要件 → 従来の処遇改善加算のⅠⅡⅢのいずれかを取得していること。
- ② 職場環境等要件 → 「資質の向上」「職場環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとにそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。
- ③ 見える化要件 → 介護サービスの情報公表制度を利用し、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況」「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容」を公表すること。
- ④ 配置等要件 → 福祉専門職等加算を算定していること（特定加算Ⅰ）

3. 特定処遇改善加算の配分について

Aグループ（経験・技能のある障害福祉人材）→Bの者で、国家資格を有しており、10年以上の介護勤務実績のあるもの

Bグループ（他の障害福祉人材）→直接介護職員であること

Cグループ（その他の職種）→看護師・事務員等の直接介護処遇職員でないもの

※配分方法

Aグループのうち1名以上は月額8万円以上の賃金改善若しくは年額の見込みが440万円以上であること。

Aグループの平均賃金改善見込額が、Bグループの2倍以上であること。

Bグループの平均賃金改善見込額が、Cグループの2倍以上であること。

Cグループの賃金改善見込額が年額440万円を上回らないこと。

4. 当施設の取組みについて

○職場環境等要件

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組みの実施
- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・エルダー・メンダー（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入
- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児所施設の整備

- ・職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・障害を有する者での働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
- ・福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等の受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善